

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項に基づき、

下記事業所における派遣事業マージン率等を公開します。

大 阪 事 業 所

対象期間： 2025 年 4 月 1 日 から 2026 年 3 月 31 日

派遣労働者数	21 人（正社員）
派遣先の数	2 社
労働者派遣に関する料金の額の平均額	43,469 円（8 時間 全業務平均）
派遣労働者の賃金の額の平均額	25,969 円（8 時間 全業務平均）
マージン率	40.3 %

$$\text{マージン率計算式：} \frac{\text{派遣料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金平均額}}{\text{派遣料金平均額}} \times 100 = 40.258 \dots \Rightarrow 40.3\%$$

※マージンには、会社負担する社会保険料、教育訓練費、福利厚生費、有給休暇費用なども含まれています。

● 派遣労働に従事する社員のキャリア形成支援ならびに教育訓練に関する事項

【キャリア形成支援制度：人事戦略部キャリア開発課キャリア形成支援担当 / E-Mail：ctcs-ec-ml@ctc-g.co.jp】

【キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先：人材戦略部 キャリア（S カリ）担当 / E-Mail：s-career@ctc-g.co.jp】

全員を対象とする、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修や階層別研修。（全額会社負担）

派遣労働以外の社員と同一となる、人材育成、スキルアップ、実務に必要な知識習得等に必要と考えられる教育訓練の機会（資格取得支援含む）を適宜提供。（一部本人負担あり）

● 雇用安定措置を講じた人数等の実績

0 名。尚、2025 年度派遣労働に従事する社員は、すべて正社員（無期雇用）。

● その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

派遣労働に従事する社員に対して、それ以外の社員と同一の福利厚生等のサービスを提供。

※主な内容：社会保険（健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険）健康診断/弔慰金・見舞金/年次有給休暇/社宅/持株会（るいとう）等

● 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 2027 年 3 月 31 日）

・協定労働者の範囲：派遣先で情報処理・通信技術者として派遣就業する社員

以上